筑前國續風土記　宗像上下

廿五／廿六

和書門　類
八八六八　號
一八九　函
一　架
一五　冊

内閣文庫
和書　類
八八六八　號
一五　冊
壹　函
八　架

内閣文庫		
番號	和	8868
冊數	15	(8)
函號	176	59

Kodak Gray Scale © Kodak, 2007 TM: Kodak

colorchecker x-rite

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

子孫永保
共十四巻
雲煙家
藏書記

筑前國續風土記卷之十五　　貝原篤信編録

宗像郡目録上

宗像大神三社惣論　　田島神社　　大島

澳津島

宗像郡

日本紀第一卷に胸肩と書し、舊事紀には宗像、古事記には宗形とかけり。和語の訓は同しけれは、文字相用ゆること皆如此事也。宗像と名付しことは、宗像社記に云、筑前國風土記曰、宗像大神自天降居崎門山之時、以青蕤玉置奥津宮之表、以八坂瓊之紫玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此表成

神體之形ヲ而納メ三宮ニ即納ニ隱ス之ヲ因テ曰ニ身形郡ト釋日本紀云
先師說ニ云胸肩神體為ニ王之由見ニ風土記ニ然則尋ニ其由来ヲ
為ル其神像ヲ者也今此說ハかよりて あまるに宗像と名付
しま三神の御形を以て三宮に納しゆへ身
の形を社とて三神此里に所有故身形郡と号を
このとむ音君おゐまれハいふ也しへ和漢のならひ
轉してもうこと名付しなるへん

一 凡此郡ハ西北は海よけ海中に防あり東北は遠賀郡に
接りて宗像山と隣り南は鞍手郡に隣ひ
之年文山と號く 西を原野まて糟屋郡に續あり郡
中にも山野多くして所々に小川有凡河海の利を

しかも此海に近くして冬は颶風の災あるなり

一 里民曰此郡に六嶽あり 宗像嶽 蔦ヶ嶽
許斐 なれば 嶽地とゆふ 嶽とゆふ 大島の御嶽
足なり

一 此郡に二川有 田島川 西郷川也 吉田村
の谷水を皆此二川に入くて北海に入る二川に深田ミナセト所にて
深山なし 故に海は大なれども

一 此郡の南是山々の村々より東へ入合利倉 内宿 赤木
大穂 野坂 鞍町 冬井 蒼原 吉田 冬の北
宗像山より海辺との山下北村南より小への所々 所丸
石丸 櫻岩寺ヒウゲンジ 二宮丸 平等村 山田 池田 上八也

和名抄に載たる此郡の郷名、合十に有。

秋山（アキヤマ）今も村の名に称へり　怡土（イト）　荒自（アラジ）今も村の名に称へり　野坂（ノサカ）今も村の名に称へり

荒木（アラキ）今勝浦八坂にしりゐ　海部（アマ）　席内（セコロウチ）、今糟屋郡に席内といふ大邑あり、昔は宗像郡の境内なりしと思へり。古

深田（コワリ）今も田島に小深田といふ小村あり　蓑生（ミノフ）西分村に蓑生といふ枝村あり。稲元浦の名に蓑生浦と称ふる在也

辛家　小荒（コアレ）　大荒（オホアレ）　津九　津九は今の津丸村なり、何やまりて丸とかける

今称ある所の此郡中村の名

内殿村　上西郷村　下西郷村　手光村　津丸村

久末村　在自村（アラジ）　須多田村　大石村　渡村

津屋崎村并浦　舎利蔵村　畦町村（アゼ）　本木村

八並村　用山村　村山田村　王丸村　東郷村

奴山村　大穂村并町　大井村　久原村　田熊村

牟田尻村　田島村　神湊村　名残村

葦原村　吉留村　石丸村　楞厳寺村　平等寺村

田久村　山田村　須恵村　稲元村　土穴村

赤間村　井尻村　三郎丸村　野坂村　曲り村

光岡村　河東村　武丸村　田野村　上八村

江口村　鐘崎村　地島村　朝町村　池田村

吉田村　宮地村　福間村

筑前國續風土記巻之十五

宗像郡

宗像大神三社

延喜式神名帳に筑前國宗像郡宗像神社三座 並名神大
也と記せり此三座の神は田心姫 湍津姫 市杵嶋姫
なり 田霧姫 大島 瀛津嶋 三所にましますよし日本紀一
書 紀
神代巻上に見ゆ素戔嗚尊父母の勅によりて
ハて根の國に行んとせられし時に暇申さんとて天にのほりまして
天姉の尊 天照大神 に逢給ふ其時に誓約ありしに
んとの事を語ひしに天安河を中にはさみてちかひし
とは別天にのほりましし時 天照大神素戔嗚

葦原の國をうばはんとおもふの志なりといふうたがひを以
其の來るを拒ぐとして待たまふ素戔嗚尊此事をきゝて吾
より悪心（キタナキコヽロ）なし但父母の嚴勅（ヲゴソカナルミコトノリ）ありて將に永く根國に
赴かんとす姉の尊にまみえずんば吾いかん
ぞ敢て去らんとて後に雲霧を踏分て遠くより
まゐり給ひぬおのれ清心をあらはさんとていかりて給ひん
とてまゐり給ひし天照大神又とひての給はく
もし然らば將に何を以て爾が赤心を明さん對ていは
く請ふ姉と共に誓はん夫誓約の中に必ず當に子
を生むべし如し吾が生らん所是女ならば則濁心（キタナキコヽロ）
有りとおぼせもし是男ならば則清心有りとおぼせと

爰に天照大神乃ち素戔嗚尊の十握剱をこひとりて三
段に折て天の真名井に濯りてさがみにかみて吹うつる
氣噴（イブキ）の狭霧より生るゝ神を号て田心姫（タゴリヒメ）といふ次に
湍津姫（タギツヒメ）次に市杵嶋姫（イチキシマヒメ）凡て三柱の姫神なり爾
天照大神勅して曰く其の十握の剱は是素戔嗚尊の物なり
此故に此三女神は悉く是爾が子なりとのたまひて則
素戔嗚尊に授けたまふ此則筑紫の胸肩の君等がいつ
きまつる神是なりとあり是日本紀に志るせる所
の説なれば田心姫と申すべし湍津姫と申すべし市杵嶋姫
と申三女神の説と亦と相違し但後代文徳實録三代
實録なとに志るせし所は是に同じ是れは誤の説

見えたり是まで日本紀を旧事紀古事記より後の
舎人親王此作りたまへる書なれば前書の失どもを改め
しるく書けり然るにや古語は漢籍の物巧なりとも
あれば旧事紀古事記より日本紀を信ずる人多けれ
又日本紀の内一書の説に日神素戔嗚尊と共に相対
ひて立て誓約て曰若汝が心明浄して凌奪はんとの
意有ずば汝が生まん児男ならんとのたまひおのおの
先みづから帯る十握剣を食し児を生給ふ瀛津嶋姫と名づ
く又九握剣を食し児を生給ふ湍津姫と名づく又八握
剣を食し児を生給ふ田心姫と名づく凡三女神坐まして
□日神の生る所の三女神を以筑紫洲に降り
ましまして教て曰汝三神は道中に降り居
して天孫を助奉て天孫の為に祭られよとの玉ふ
ひき是天照大神既に宗像に降り居て流とまくし今世の海
北宗像の三神といふ是を筑紫水沼君等が祭る神なり
といへり
るべし亦一書の説に天照大神則八坂瓊の曲玉をもて
天真名井にうかべたまひて瓊の端を齧断て吹出る気噴
の中に化る神を市杵嶋姫命と名付是は遠瀛に居
る神也又瓊の中をくひ断て吹出る気噴の中
に化る神を田心姫命と名づく是は中瀛に居ます
神也又瓊の尾を食断て吹出る気噴の中に
化る神を湍津姫命と名づく是は海浜に居ます田心姫は胸形の社むしは辺津宮の
東の海浜に祝ひ給とも天孫を助奉れ海北道中とあり又日本紀一書の説に

日神先食其十握劒化生児瀛津嶋姫命、一云、古事記
には天照大神素戔嗚尊のはかせる劒の三段に打折て
天之真名井にふりすゝぎてさがみにかみて吹棄る気吹の
狭霧の中に成ませる三女の神あり十握劒の化生
ませる神を名けて瀛津嶋姫神と云 又田心姫亦曰田霧姫 九握劒化
生の神を名けて湍津嶋姫命と云 八握劒化生の神を名
て市杵嶋姫命と云 瀛津嶋姫命をもて遠瀛にあり
初前の神は田心姫なり奥津嶋姫命を是海浜にあり
相前の神は湍津嶋姫命なり中津嶋姫命を是
中瀛に初前の神は市杵嶋姫命也 又日田心姫命
又奥津嶋姫命と名く 又瀛津嶋姫神と云 宗像

奥津宮に鎮座ます遠瀛嶋は今在の沖之 次に
市杵嶋姫命又狭依姫命と云 又中津嶋姫命と云 宗像
中津宮は大嶋にます是中嶋は今大嶋の神之次に湍津姫命
又多岐都姫命と名く 亦の名を辺津嶋姫命
宗像辺津宮に座す是海浜に在る所の神也 古事記
には多紀理毘売命を胸形の奥津宮に坐す
を次に市杵嶋比売命を胸肩の中津宮に坐す
次に田寸津比売命は胸形の辺津宮に坐す此
三柱の神を胸形君等が以伝く三前大神是也と
云り 三神兄弟の次第は古事記に依るべし 日本紀一書の説
と正宇次第し 三神御鎮座地宗像三郡本書の説

同しからぬ三神の内にも又説多くして心ゆきかたきなると
さは先つ後花園院文安元年に大宮司氏俊三社の
縁起と称める書をみるに第一神を海津と崇て
嶋に鎮坐き是を遠海の宮に祭し給ふを本世になると
異国を降伏しめんに海北に現れし清和天皇彼嶋に座
奥に小宮奥御嶋と号す是を足日本と云筥崎の中間に［在］
坐す遠瀛に居ます是を田心姫と号し奉る二神
坐す中海の奥に在すを今大嶋と号す是を
中瀛に居ませるを湍津姫と号し奉る三神
は居を海浜に寄し給ふを今田嶋と号す是を海濱
に居ませる足を市杵嶋姫と号し奉るなり此縁

起を来世の説にしくに記紀の説にかけまくも甚だ
違へる説と云ふし此説三神鎮坐の地は日本紀［紀］古
事記にも［そ］見えず是諸社の伝とも［も］日本紀［紀］と合はず
家伝説ありてかく云るにや然れど田嶋の社蔵に記し
大宮司の時より伝来へるにて田嶋の宮に奉る家に
田心姫を祭れるよしも見え是三神の次第日本紀の一説
に見えるによりて田心姫を第一とし海濱の社を田嶋［闇］に在るは
ありし事なり海北にまします神なる故田心姫とは湍津姫
を第二とし大嶋の神を天降りますにより海北に在
湍津姫と云ひ市杵嶋姫を第三とし奥津嶋の神は日本
紀に又名を市杵嶋姫命と云ふとあるをもてといふ

ちき音お通し足を以て奥津嶋姫に海し生まを
市杵嶋姫まをと云又奥津嶋の神蔵を旧事紀古事
記及大宰国風俗ヶ縁起の説を以て説として奥津嶋
の神を田心姫として其一ヶ説出雲より来まして漢産
し坐つる神なれハ是又田心姫をまつり奥津嶋にまします
次に湍津姫をも大嶋にて祭り次に市杵嶋姫を
海濱にまつまり給ふ其構 かくのことく なるを
しるに かく古書に載る所今世の説を証と説まち
またして同しからん社家の説へ云は前書に理
あれハとて又以川まで浅見して以きを非とすへからん
然れハ三神の諸座共に何まもの古も決定し難し三神

皆日神の御子なれハ因縁の御事なれハ何も無ヶとも
其姉妹御神を始め朝廷にても崇しせ給ふ神殿も皆同
従なりし兄弟と称しとひ守を以ても遠き古のならひか
まことにも是ハ御当代にて崇と云ふの礼を賞して当然
みえて若と有りとて兄妹の間ふしく信しきなる状にもあれハ
必姉姫の御事とみゆく兄弟を縁と雖長たる者も嶋の近き
兄田嶋大嶋奥津嶋三所ともに何まても三神を一社に合
祭りて各其社此をとすまで中津にも宗像其社家
云ハ先に天平元年に神託ありて奥津嶋まで社
同じ奥津嶋中津嶋の両神をも勧請して一所に
宗像をも添て伝へ給ふ又三神諸社の本地を風後。

く旧記にも　孝霊天皇四年に出雲国簸の川上より
草薙剣出現ありしと記せり然れとも
天照大神の御代にもかく神代より既に草薙剣
と称へられし事日本紀の文明白なれは足とし西説と
すへし　此説はいふまでもなく但出雲の国より海辺
に遷りましし　故に先一説を奥津嶋に出て遊ひ
給ふ大蛇故に海浜に出たり然れは神代にも年経ぬる
後出雲より東国へ来りたる事とは見えず
紀十二巻に　履中天皇五年春三月戊午朔
筑紫にましたる三神宮中にあらはれて宣く何
そ我民を奪ふや吾今汝をはちしめんとて爰に禱て

禱詞ふもて後皇妃薨しましにしかは　天皇神の
祟を治めずして皇妃を亡ひ玉ふ事を悔て更に其
咎を求む　或者曰車持君筑紫国に往りて悉に
車持部を校へ兼て充神の者をとれり必是の罪なら
ん　天皇則車持君を喚て推問玉ふに事
既に実なり　因て数めて曰爾車持君なりと
いへとも縦に天子の百姓を検校る罪一なり
既に神に分寄まつる車持部を兼て奪取る罪
二なりとて悪解除善解除を負せて長渚崎にゆきて
はらへみそきせしむ　既にして詔して曰自今
以後筑紫の車持部を掌る事得ざれとその由

くれを以て天に分て三神に奉る同十四年に

雄略天皇九年春二月甲子朔凡河内直香賜と采女とを遣して胸方神を祠しめ給ふ香賜采女とまぐはひて壇所にて将に事を行んとするに及て其采女を姧す天皇聞しめして日神を祠て福を祈る事清からず難波の日鷹吉士を遣して是を誅させ給ふに香賜即逃亡て在らず天皇復弓削連豊穂を遣して普く国郡県に求めしめ給ひしに遂に三嶋郡藍原におゐて執へて斬りぬ續日本紀に仁明天皇承和九年秋七月己未に使を筑前国に遣して宗像神に奉幣し則其賽をとけらる

文徳實録に文徳天皇嘉祥三年十月辛亥筑前国宗像神に従五位上を授けらる仁寿元年二月癸亥筑前国宗像神に正五位下を加へ給ふ天安元年十月西宮筑前国にて正四位下勲八等宗像神に正二位を授けらる同二年閏二月戊午筑前国の宗像神に正四位下勲八等田心姫神湍津姫神市杵嶋姫神に並に正三位を授

按に當時業文徳實録不紀〔去年今年五月〕[illegible]宮ひ三座と[illegible]書を考ふるに[illegible]

三代實録に清和天皇貞観元年正月廿七日筑前国正二位勲八等田心姫神湍津姫神市杵嶋姫神に従二位を授け同年二月卅日筑前国従二位勲八等田心姫神

湍津姫神市杵島姫神并に正二位を授ら給大宰府
の東京一條の第に従一位勲八等田心姫神湍津姫神
市杵島姫神并に正二位を授らる此六社居異なりと
いへとも実是同社也同十二年二月十五日勅して従
五位下行弾正少弼大中臣朝臣国雄を遣して宗像
大神に奉幣して其告文に曰天皇我詔旨止掛毛
畏岐宗像大神乃廣前爾申給倍止申左久去年六月以来
大宰府度々言上須良久新羅賊船二艘筑前国那珂
郡荒津爾到来天豊前国乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃
退太利又廳樓兵庫等乃上爾依天有大鳥之恠天卜求留爾隣
国乃兵革之事可在止卜申利亦肥後国爾地震風水

之災在天舎宅悉久仆顛利人民多久流亡多利如此之災古来
未聞止古老等毛申止言上利多利然間爾陸奥国亦異常那利
地震之災言上多利自余国々毛又頗有件災止言上多利傳
聞彼新羅人波我日本朝止久岐世時与利相敵比来利而
今入来天境内爾天奪取調物利天無懼沮之氣量其意况爾
兵寇之萌自此而生加我朝久无軍旅天専忘警備多利兵
乱之事尤可慎恐然我日本朝波所謂神明之国那利神明
乃助護利賜波何乃兵寇加可近来岐亦我皇太神波掛毛畏
岐大帯日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾相共爾加倍賜天
我朝乎救賜比崇賜那利而今如此押偪流氣色乎露出流事波
豈是皇大神乃聞驚怒恚利賜倍岐物那利故是以天従五位下

行主殿權助大中臣朝臣国雄乎差遣天礼代乃大幣帛乎
令捧持天奉出給而此状乎平久聞食天假令時世乃禍乱
止天上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛掛畏皇太神国内乃諸神
太和遠唱導賜比天未發向之前尓沮拒排却賜倍若賊謀已
熟天兵船必来倍久在波境内尓入賜波須之天遂亦還天漂没末賜比天
我朝乃神国止憚礼良来礼留故實乎澆多之矢賜布奈自然之外尓假
令止之天夷俘乃逆乱叛謀之事中国乃盗兵賊難之事
又水旱風雨之事疫癘飢饉之事尓至萬天国家乃大天那留
禍萬姓乃深憂止之可在良年遠波皆悉未然之外尓排却鎖
滅之賜天天下无躁驚久国内平安尓鎮護利救助
賜比天天皇朝廷乎寶位无動常盤堅盤尓夜守晝守尓

護幸倍賜奉給止倍恐美恐美毛申賜波久止申　三代実録
曰陽成天皇元慶二年十二月廿四日[illegible]
従五位下兼行伊勢権助平季長をして宗像大神
に奉幣し給ふ　又曰元慶五年十月十一日大政官
處分張請大和国城上郡従一位勲八等宗像神社
准筑前国本社ニ置ニ神主ヲ以高階真人氏人ヲ為之又
類聚三代格曰大政官府應充行宗像神社
修理料之事　件神座大和国城上郡ノ内ニ坐ス筑紫
国宗像郡従一位勲八等宗像大神国神之前記
云ミ是天照大神之子也　大神勅曰汝三神降居道
中奉助天孫而為天孫所祭者今国家無有請

請幣使神名ヲ東鑑ニ作 筑前社ニ有針戸神。
田「大和社未」領射例ニ云々、今此二書にしるせる所從
一位無八幡宮大神と同じ国史に家原神社と
從一位を授ける事見えたる 大宰二書にも記
ありといへども、これは其史紀に從一位を朝廷より授
けられし事も見えて凡御神たる神代より此国に鎮坐
一 わけて此国の守りし神永く天孫の御末を
扶け奉り給へる足、神代記にのせる所 天照大神
の教を授けしより、世々の帝志へ〳〵当社
に勅使をさし遣れ 被幣を捧げ宝物を寄納
しあれば 御号を授けらるべし 此縁起

一 日本紀 應神紀 天皇三十七年春二月戊午朔遣阿知使
主都加使主於呉令求縫衣工女爰呉王於是与
工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女 四十一年春二月甲午朔
戊申天皇崩明宮是月阿知使主等自呉至筑紫時胸形
大神有乞工女等故以兄媛奉於胸形大神是則今
在筑紫国御使君之祖也既而率其三婦女以至
津国及于武庫而天皇崩之不及即献大鷦鷯尊
是女人之後今呉衣縫蚊屋衣縫是也
とあり
一 旧事紀曰味鉏高彦根神妹奥津宮白心姫
一 古事記曰大國主神娶坐胸肩奥津宮神多紀理

比売命生子阿遅鉏高日子根神次妹高比売命亦
名下光比売命 此之阿遅鉏高日子根神者今謂迦毛
大御神者也
一 此事根源不審　十一月上卯日宗源宗氏人ことまことに
別してハ氏人たちの宗源君そのほかなる侍りし
一 宗源社ハ山城国吉田にありて不知所延喜式に載ず
八大和国城上郡登美山神社ハ元ハ宇陀郡 又
坂郡津名郡にも在り国令見郡足之又山城国葛野
郡の宗源の神々 清和天皇より告文を出して
をし参らし事 三代実録十八巻にくハしく見ゆ 松尾
摂社なり 又源氏の棟梁にして宗源神なり

やうは式外之 京都花山院殿の宅にありといへり
宗源の神ハ拾芥抄に近衛南東洞院東一町本
名東一条といふ 式部卿貞保親王家貞信公伝領
之後ハ一条院号之東宮九条殿令給外家冷泉院
御所之跡 花山院伝領之 大臣号 田忠平公 貞信公なり 又小
一条大臣とハ 朱雀院御はらからにて 村上の御叔父
ハおはしまして 世の人 三人の大臣達の第一のおほ
えにて小一条北南勘解由小路にハ右京の
ござりまして しかまで侍るぞかし 宗源の明神の
おはしませバ 洞院の坂の此所より おほせたまひしハ
又なにしての 降る日の まへ いへども 事に及バ也し 大方

其一町ハ人住まずなりけり。今はあやしき者も
馬車にて通ふべくもあらず。依つて昔の名をとどめ
にいとかうじありしを、此宮住給ふを
家僕明神と崇めて、御社を作らせ給ひて、我も御住
まかくなりけるも、いと婉なる御事なりとて、神の住まひもなき
給ふ

一
花山院家記曰、此亭ハ元貞保親王花山邸也。清和第四子 貞保
之未伝而後西家、十一條殿家便之、時人以此亭号東一條、貞信
公讓于九条右丞相、右丞相師輔從家流、號此亭有
立太子事、即為御所東宮之、為世法之洞有徴

一
其後為花山院ノ御所ト、仍テ改テ東一條ヲ、又称ス花山院ト
三代實録第二 清和天皇貞観元年二月晦日
丙辰、梅宮從二位勲八等田心姫神湍津姫神市杵嶋
姫神並授正二位、大政大臣東京一條第從二位勲
八等田心姫神湍津姫神市杵嶋姫神並授正二位
此三社居離宮賽、是因神之今書東京一條第
宅也之神家社、今花山院殿の宅中に小祠
有。是之宗代にてひて第宅の宥にかりし
まと花山院此等、かくの家僕の社と崇
さうひて還ありし花山院殿世にも是と崇祭し
奉れる、是謂外来神也

一 諸神記曰建治二年八月勘文曰東一條宗像神社之事
之為武勇之神而去年建治古郷葛文依勘奏
子細可預四度官幣之由宣下了
一 むかしは宗像之社は神領多く侍りて肥前国晴気
保三百町豊後は直田宗足拾町 其後瀬高下庄九
二拾余町 筑前国には鞍手郡古物神倍足拾町宗像
郡西郷三百町 稲元足十町 渋恵村三拾町稲光
早町 鞍手郡芹田 早町 都合八百参拾余町
之足 古来より定まる神領也 如く田して而して
神領もしくは武臣比時乱世となりて宗像一郡及
鞍手郡かろ三百町又遠賀河の西郷と但す於
有しか中比より大内周防氏後足利家に属して兵革を
事とし神領をも私領の如く走りしハ天正十五年
秀吉公九州を一統し給ひし時 大内周防氏自ら既に
以前に宗家年殺されし故に而神領悉く没収せらる 大友
前領地なども神領なる事とも知られ侍りし様也
其後天正十五年小早川隆景当国に比として成利
に二百町の神田を寄附ありけるを同家臣井上又右衛門
より饒文並村并に神領寄附の写 凡八年文禄三年
隆景没後して隆後三原に移りける後秀秋
当国を未続く領せられし家秀秋国政不宜にして而
不比神領を没収し隆景の当社に附せし二百

町の神職まて渡しまて云離され隆京党とも同しく混、
長服の内本郷河西の郷の古貢米百石を寄附ありて社家
河西郷ハ田原の名なり　長禄此図を順し給ひし後神社衛ち
此領いはくも先例に随ひ進也しめ給ひしハ秀秋
先例に任せて当社に神田を附せられまてし
慶長十一年社領五十石寄附ありて田畠
大原奥の郷三所北社人ハ十三人に支配ありける
三社の修理をせはより以来国主より修法し
到り貞享巳年十二月国主完之田畠参拾石
の地を寄附ありて又社領に開発し田畠二十弐
石程の地を支て後田原神社造営料と給ふ

一　昔大宮司在職(时)宗像三所の社人ハ七拾人有り
天正十三年大宮司氏貞卒して社職滅亡し秀秋社
領没収をられまて後多くの社人渡世を失ひ飢(飢)餓を
免かれんとして四方に離散をなしぬ　ハ十三
人ありまた在所を離れて(て)微塵宮司十一人ハ田原の神職
之田原に十人大井村にも一人是ハ十八人内大宮司の家
孫宗像氏(家あり)同宗像田氏社人家氏一人有り大原
に社人二人此内一人ハ中(八中)津宮一人を奥津宮
に付りし

一　田原の社人を父母先君の喪の中ハ別に小屋を作りて
別火を炊き百日(目)ニ当る日社家社人ハ河ハ当村

氏ハ父母の忌六十日 兄弟卅日 右之趣ニ賜年迄ニて社家ハ
社人まて神事を紀ス在村氏より軽く 社家ハ産婦ハ
三十五日の間 社家并小産も同し 同妻史ハ七日迄て
社家ハ婦女月の障り何家ニ而七日 別家ニ居て別火
を為シ後ニ食ハ十二日ニ至されハ不叶 社家にハ神事ニ参も
大勝まて父母の忌五十日 別家ニ居て別火を為スコト一周
忌ニ到しされハ 社家にハ婦女の出産の忌 田勝の如し

一 社家の説ニ宗像三社ニ識情許容とありて 右社と
云ふ市杵 大事と加へて六社 是ニ稲庭上を加へて七社と
号ス

一 安芸厳島ニて 市杵島姫ニ波市ニ命請まて延喜式
神名帳 安芸国佐伯郡 伊都伎嶋神社と為名神大
又自筑前恩賀嶋来于此と云へり

田島社

田嶋村ニ有り 右ハ志賀郡の宗像三神内一なるの
湍津姫也 田嶋神社の筆を此社と田心姫として一の宮とす
事記 此神社古ハ神湊の東六町 海の南一町許ニ有りし
故ニ浜川辺ニ有しと云ハ海辺を云ふ 今ニ於て神の幸
度安まても為ス 只今社の跡所ハ見えす 其しもなし
の旧地ニ見ゆしも宗の所ハ多し 人家ハ為之 此
ハ神湊と江口との間ニあり 神湊の境内也 田嶋を云
之半里許也 清氏より 口捨八世の大宮司長氏

後深草院建長年中并に神詫の告により田原に移し奉
りしにも田原の御社を建立ありて諸國静謐を祈
らせけり田原の社家ハ三體の神座かくのことし
左ノ方二　湍津姫命
中ノ方一　田心姫命
右ノ方三　市杵嶋姫命
元三所の大神共社に於て三神を祭り奉りしを其
ともに三所の神を中宮と云田原の社人も此社を崇
一ニハ田心姫とし故に中座にまつりて足をとらし候
の二神を客とし此ハ大原奥宮の神として田原村
光仁帝天應元年宗像大宮司氏男神主ニ御託宣三社一所ニ祭リ
遷座之事　第二湍津姫居左間　第一田心姫居中間　第三市杵嶋姫居右間　已上号惣社
中宮社の外別所にまつりし社なり寛文二年本社と

本社の例によりて大原の社を東社とも南とも濱宮
第一田心姫居中間　第二湍津姫居中間　第三市杵嶋姫居右間　已上号中殿　第一田心姫　第二市杵
嶋姫居中間　第三湍津姫居右間　已上号地主　如御託宣三神一所ニ遷坐有此則居海邊宮
の社ハ本社の艮の方にあり末社なりしを
神体ハ此社の境内にうつして一所に祭る元百八神末社
異國ニ事者顯三神一躰俱躰用一致出明ノ靈德ヲ蓋未來際并ニ本朝鎮護異國
征罰之靈験ヲ也矣
七十五社ありし今ハ二十社を合せ祭る是は別所に
移しけるハ昔ハ社人数とくに多かりけれハ掃除祭礼
おこたらすしかるに紀纂紀事あるによく
社の傍にたえ百余社分六ケ所に宗像院長治二年六月
廿八日太宰府宣に宗像社並に事とも足此社の
事なり近衛院天養元年宗像氏信と氏長と
職を争ひ鐘に氏信兵乱火を放ち社に至り候の
館をやく其時社殿に及ひ本社末社つひに焼失

忽焼亡す其後造営あらんとせし処當に成就せる事と被
て後大樹より将軍尊氏の時大宮司氏慶に至
の願によりて米頂へしに直義朝臣まて御寄附の文
と遂も貞和年中に造畢なし崇敬奉り
麗なりしか其後遷宮なりし後年経て壊
後土御門院文明の比より修理も絶て小破天文
の比頼政より願ひしより弘治二年正月廿六日
内陣より出火して神殿の御座まて一時に灰燼となる
永禄二年大宮司氏貞十五歳雖とも年若大膳
に退く三年三月本城に帰る其後氏貞武功まま
て本殿再造する天正元年當社再興の志ありて

資納有り同六年造営成就郡令の本社へ因
六月朔日遷宮其後社殿武有り大宮司前請奉り速
判有て今に於ある延宝二年に當君光之公深厳
と成なるを奉る御寄附建立しありて此時請来社殿
一切経堂ともに派ありける経楼も有り請ふ天正十一年
に大宮司氏貞病氣此前當社に家臣年
豊氏の不振まて正人正月口上に二三人さま厚井
守にまかり大宮司家のかしこまり祭奉り御
札旅

一
昔ハ宗像四郡の社毎年大小神事奉勤し今ハ其
様にして古人の百分ヶ一も行ひまた年中月次の祭祀の

次第を詳に記せる年中行事記一巻あれとも社家に傳へ、
又年中行事記とも云ふ事ハ繁多なれハ爰にハ略す
只其内神楽等のかたちをしるし傳ふ　御社
は古記を見ざれどもさすがに名郷の大社なれハいにしへ
し頃ハかく迄風雅なる事ともありしなるへし
今は諸事略になりて神事神楽も年々に行はれし〇二月
十六日御神楽次第　篝二宮にて両社皆参　早韓神
とうらふ先人長篝火　次ニ内侍篝火〇篝二宮中庭
みてうらふ皆同前〇篝一宮にて神楽　次ニ人長阿知女
次榊曲をこれ始む　幣　杖　篠　弓　劔　鉾　杓　葛　凡九種
次延韓神　本末　次ニ早韓神　次ニ吉殿　本末　次ニ千歳
〇次ニ早歌　次ニ内侍篝　次ニ千歳　次ニ弓立　次ニ宮人　次ニ酒列
次ニ篠波　本末　次ニ由布作　本末　次ニ朝倉　本末　次ニ其駒〇五月
三日競馬　次ニ篝火〇次ニ東遊　神楽宮人〇八月十五日放生
会　相撲　田楽　延年　猿楽　来有
一　当御社の旧例の祭日ハ八月十五日なりしか元禄八年
より改めて　九月朔日に改る　神楽もやみし人の風雅なる
旧社神楽にハ古ハ舞を許容村の社人多く皆よむ　又内浦村
の為ところ奉りて每年猿楽にて能を昔より
称石の事とつかさ　太夫　四十三座　其後の村あく
八月十五日に能ありしを今ハ略して九代をかきたる　今ハ能せ
今ハなし

一此御社の神宝ハむかしより朝廷の御寄納ありしも多
く其外　勅書綸旨将軍家の御教書并武家の
寄納もありしかとも世の乱れし時の兵変に打まて
焼失し散乱せり　昔　朝廷より大宮司に賜りし綸旨
御教書等もありしか多し此社ニハ無之又大宮司元吉の後胤
某か某女に某か奉納し古書を所蔵して先例を記しなハ古
き文書ハ其社人ニ携へて今は此宮ニ無之今ハ某
氏宅此宮進めし　齋伯を 弦ハ将監古法眼ノ筆 其ハ藤原隆顕の末孫ノ筆　三十六枚
之れを寄り近比某国元光之寄りし齋伯一具寄納
しおき内陣ニ納む 弦ハ将監法眼元信筆 其ハ将監院應の筆之　法眼ありける
齋伯ニ絵も書も国守の家臣某ありける所也菅文光之君
の寄納し玉へる所ハ此外ニ将軍武将国々ニ下向有
し時寄せをせしまし　證一段を寄何人の寄納をしニ
や其力一勝有其外雑也　石見国の住池田氏寄納ハ
明應八年ニ大宮司紀伯其时隆清の海中より上りし
鏡に納め一振り小早川隆景其寄附之色を社人中
ニ寄其国二通ハ隆景朝鮮在陣の時御寄附あるなり
一田嶋此社の南に御飯の水とて井あり清例之神饌を炊
くにハ必此水を用ゆ故に御飯の水といふ　社人の口伝ニ
若此水を汲ハ其記ある家にありハ其辛以此水を汲ハ斤眼をと
示二の清泉あり何れも衣裏にして忌をつくる宝来の水之といふ
一田嶋の社の御旅所の傍に　鐵炮の社有隆清の神とす

ち御請たしかる道し

一 田儀の社人村民よりは吉山の神ふ参籠けるまを古く
ぞまふ林ふ民吉山北山僧遊覧にふ入吉山よ参籠し文
吉山の岩を伐ねよ今きハ必な雖りし古来ふ停ふいつ
すうふ所と云事をふし須さふあやしく旧記のしめ
に吉山よ浴る者なし粉色雖亨暴の里人と吉
山よ参籠しれしと云

一 田儀の本社よ毎年深夕頃社人十人年ふよりは
子夜社前にて来年の年穀の豊凶旱潦風病
又ハ来年為るる凶の吉凶何事ふてもうさかりく
雖变事を在外ふ吉凶因ふ之徴よもみをとみて
ふ事常のくしを占ふ如し是を去終しと云其
吉凶ちうかるなし深夕日晩降して他何事もなかりしよ
みえ給しけり深夕なりまるしき貌向けて之ある旅
神前に参る備を飲食して腹農人もそれ宗河やそ
弥の他村よりも来る或は不作まて来りを弥り
す者多し

一 毎月朔日十五日十八日社人出して一時ふ中ら被とく
む又深夜ハ御神をも来りよむ又巫女一人何りむりし
八三人おりしと云社人の如くむる時よりは巫女も出て神楽
をうよひまう月よりは其声うると数

一 田儀より隣郷へ二里赤穴へ二里許磐へ二里三千町

非湊へ一里　太原へ四里　西川渡へ十三町　福岩へ九里余
一　行照城　田原の東ニあり　宗像大宮司清氏男にて此地よ
りおこり後代ミの社務洲城ニ住ス
一　有（看）圭院　田原ニあり　曹洞宗北条遣　開山能陽和尚　其
開基の事代ニ至テ其業断絶　昔大宮司ミの寺
屋敷七町余ノ所在　今ハ寺跡計り
一　息宗寺　田原ニあり　臨済宗　開山八三郎（即）山和尚　大宮司子
十二世氏俊建武元年開基　行照の城内ニ此寺ありしか
今ハ吉田ニ寺地有り　大宮司屋敷ハ吉川ニ　十三町行ハ今ハ八町あり（?）
一　田原村中ニ昔大宮司の付北町の節九あり今モ其名
あり

宗像大宮司宅
田原村北境内本社の東ニあり　昔宗像氏ハ祖家孫今ハ田ノ上ニ寓
居ス大宮司　中世ヨリ代ミの宅地なり　其世の氏男まて八代
ニ相承す後ニ氏貞の時ニ亡乱ニ打破れて宅地ハ家臣の
葛ケ嶽の城ニ移り　其後の時ニ此宅ハ宗像日本記
ニ神代より宗像ニ在せし所の此宗を以て川書すなり
其胸肩の君也　姓氏録ニ十九巻ニ曰く宗形の君ハ
大国主命六世の孫吾田片隅命の後也　とみえたり　又
古事記ニ曰　阿田加賀美命（須）者　大己貴命八世の孫
なりと云々又歴史の内ニ宗形の大領宗像朝臣何某の
事書いても見えたり是又宗像の君なるへし　社家来

従當時宇多天皇の皇子醍醐天皇此御時を
清氏といふ（初ハ完達といふしや 宗像の社人ハ之皇）延喜十四年 勅を奉りて宗像
大宮司となり初而ニ別ニ神社を改め造る在職二十六
年也といふ（此説大江匡房の諸社因起ニ見えたる文 古内非歟 但未詳之）宗像社人の家記に曰
宗像氏は是より出たるとて勅使をうけられありし清氏に
宗氏と命せられしより以来 勅使の上向を停らる清氏
宗像に下り坐しより宗像といふ称号をし田舎の皇厅
招きて宗像辰宅と号称して後まらに後代の社務の
長職たり今 当家又は非代まて流氏系宗像大宮司家ハ知
の神宮之と有り御乳は則舎人親王此時已に宗像祠官
ありし事明なり 社務ハ大宮司の始祖を清氏とし其後を

是世系まては祠官有りといへども家臣とひしハ醍醐天皇
命して補任しまひし心あ也葉まる以宇多天皇此皇子に
清氏と称する人也し或ハありて古紀ニ載まくれたりし由
清氏男二世氏男天慶二年補任されて宗像社人の旧記
に見えたり 以下近世の如きに至て歴世皆中納言を経まて
世官ありしといふ 世説によりし公卿補任に宗像大宮司
中納言に任せし事見えず 依て見るに後世衰乱の時讒
を避く御里に於て私に中納言と称して其家を
ふりしといひまたは御ハ朝延より 勅任あらハ何も
まる歴し朝廷群載等に見え 白河院応徳元年
七月廿三日の太政官府に西六位上宗像妙依ふ 氏能宗和

岡宮源社大宮司に補任せられしかしより頗れハ
大宮司中納言に任しを事明也　由是ハ世譜に多
十世に作祖　郡亜　難歎も　世譜に千代ちゝ之を　世譜に
百年の寛とあらず　其十六世　由佐を後醍醐院の御時
に由まり　足利尊氏　君を上に叛逆しまりて　都をに
けりに南朝輔佐郡の名を存し　時小勢に
くて其譲裏激ありしかハ　九州の諸士と共に附属
せん郡司由保定に神　尊氏に附属し　後に亦
して家老に請訴し　諸事を檄文をとめられきむ是
にしたがひ九州の諸士急して尊氏に属さしむハ尊氏
甚だまち驚きなりして　尊氏に折衝して上方に

せめの行り　帝都をかしこ帝事に王事にとらへありし
由保我蔵の弟として　朝廷に背化しめて　逆徒に
志ろうひ町新吉ろうき　徽志志議いろんをや此時始て其
草此ことにかゝりしより　後世の子孫も　又志を
世後を初きまり　足利由に属しぬ　七十六世此秋佑
ときハかくのをしせ　其七十三世奥由らり　后後ハ足利将軍
の威勢おとろへ　天下大に乱れ　九州諸方争ひ
しかハ筑紫の諸士と共に周防大内氏に属し　山口に
来住ありし者多し　宗像大宮司も大内義興の招に
応じて属し　山口に来り勤す　七十四世の由佑　七十七世平氏
重氏流浪之　七十六世此大宮司氏続ハ海を津く

其時正氏ハ大内義隆ニ属シ本名黒川深川安藝を領
の草羽料ニ須ら〳〵黒川ニ居住せしむ黒川ニそも
大内氏の家臣陶尾張守晴賢〔後ニ全姜と云〕ハ妃女ともらひ一子
をうむ一人ハ男子瑞寿丸といふ後ハ女子也 正氏も
し職を継男に出て孔大寺北向山の墳ニ隠居し
姓名を黒川隆尚と改む其年病死とらけて天文
十六年正月六日歿くなく年まて廿八世家男ハ相續す
へ正氏ヶ家督を継て大内国に従ふ正氏ヶ息女を
妻とし陶全姜大内氏ニ叛逆して山口の館を囲む
義隆を難をのかれ出奔して長門深川大寧寺に
いたりて自殺 嫡男ハ出でず行りて義隆の後を

ヲ継と安堵しつ義隆を慕ひて深川ニ引込(逃)ニ
逃けしく歌逃げ帰く氷の上とい下ふそ鐵死しそ年
二十二歳正氏長別黒川ニ在居し瑞寿丸其年
十歳ニ成しを陶全姜引取て家臣黒川氏家と
号し天文二十年九月十二日家督〔申しニ〕向山の墳
ニおしも翌年大内国也如く其後十二年此者ハ向山
ニ在城し永禄元年出家嶋ヶ森の墳ニ移れ
即ち在城 二十四年 天正十三年正月六日家
ニて病て年後年中二歳 其年数其説種々
篠世の跡ニ即ち二年七八年ハ説とも〔一男子
くして家絶し此世何時ハ家臣ら夏此記す事と

かくれて一死をかくして程年抜落したる 天正
十五年豊臣秀吉公 薩摩征伐の為 筑紫へ出下り
薩摩降参して帰陣し 其時筑前を小早川隆景
に賜る 宗像大宮司 所領を以て秀吉公より没収
し其後氏貞の後室宗像郡大穂東郷北坂郷に住
郷の極月吉田以上 村を以て氏貞の妻右大宮司家人的拝郷中ニ
隆速の息女なり
宗像 右郷九郎右衛門 其後は氏貞の後生
村にあり 其は宗像の家人は皆浪人と成
氏貞後室の息女二人は大穂村にて移住其女は元利
輝元の家人 市川与七郎に嫁す 次女は宗像に在れとも
所々ありしかども かの次女は 在田に嫁して後 大閤秀吉
在世の時 草刈に仕へしは 宗像と知る 宗像先
一宮を立置し 在所も 相続として 後 大閤所に重
の時 いさ去り毛利の家臣 草刈太郎左衛門に嫁せ
嫁して 周防に住 其女は姉とめしりて継室
となる 草刈 其は左衛門之毛利の家臣と云 後に対馬と号
より氏貞後室の所を 隆景 隆景の後 小早川秀秋
の内に在る 宗像 在て 村を分け 在所替 筑前
の肉に在 宗像 在て 隆景 所地を与へ 其後 深堀に
宗像をもて 年月を送り 秀秋 備前へ 移り 其
ひと後 後室は市川与七郎と 共に長州へ 行き 在る
其後 一説に後室 筑後の所地 又村と秀吉公より なされ 所地に在るなり 丹波国 社人 湾
に曰 碑面 延宝十四年甲戌 清氏 勅をうけて 大宮司

千家係なりと頌ひしにより天正十三年乙酉出雲六年
まてに至る出雲国造七十九世ハ国数凡六ヶ七拾三年に
して家係出雲国の郡司ハ奴ニ下り他姓の社勢に任せ
しかも清氏より貴昌世に當りて家附として人在職も
又を頌に始めとなし人在職も是を同様出雲国造に
貴昌一代より大友出能在職にかゝる人を他姓の人之目
依ハ皆家係清成出雲孫之事ニ下りて先祖の諱を記し
して名とも多し是遷任せしのみなり尤もして
国造多く成る人秘孫国名多く残れりとも云ふに
なき清氏以下出雲に至りて七十九世の譜ハ別見に
載せ僅かハ家に書きおけり

一 出雲のもこ芳州出前孫造孫へ今も郡司に任
へて長州萩の城下に有出雲死亡して今郡に清く
此る文書を隠せるもあけれハ出雲に由来なる所
皆採りてミ今郡に往へ今時に編る居将軍
家の内書本に其三年旅行にて下其文書多
しまへし長物一様に是を納むしと云
一 出雲国造中にむり評定の社有今ハ本社の前に移
を置国造して八十のみとハ称せす
一 将永和に家集貴多非補へ紙郡に家係出雲国貴昌七十九世出世に
ちとや出神代久しくすむ月此四雲ぬる事や家係称ハ律
又意此頌に

ありし所に不來とても家に來れ語つたる者の八九を
田從村太宮司宅前　西の山手に上る道あり　元和
年中に社あり　是太宮司黒北先祖の御霊を祭り
ありし所也　其後　社ありけるにハ嘉安三年申之君
社を建替しにけれハ風をけしこと　社の跡残るこ
ともやうやうハしりし世時婦と紀のしるしとて　是りに高く古あの
きあり社地を到りてせんとて　地を取り　こに石あり左
堀出してみ候へハ石櫃あり　其内　一方に髑髏あり
其外てつめより　方々に間に除きて　太刀　十二本
二矢根七十本あり　太刀ハ朽ちて候へ共　刃先あり
元祖清氏の墓と云伝ふ　櫃ハ元のごとく納め置ける

一　此流の社を建替り　寛文二年　本社の西に移し　諸
の末社と本社の境にありし時　此社も本社の西に移り
に接して末社とす　故に今は　此地に社ありし　此舊記社
此をし附し神輿ハ那し
一　大宮寺太上宮寺北に有り　其地もとハ宮跡にて　是ハ
世々此太宮司　内宮の霊を守り傳る例なりしかるに　一社
ありし末社にて本像を移し　是又寛文二年に本社の境
に移し　て末社とし　今此地に　社なし　小濱太明神
ともなし　其地一社此内本殿を　祭れり　芸神　右本
此を又　右と同附し　大宮寺と一社にして　本社の境
一　に移し申す

一　四條の大納言也　此の縁高田の中に石畳にて文理悪
かりし也　此の形ちり大納言北殿也　八の葉なり
是は偶然に合たるなり　後陽の光寺に紀柳
是前の石に葉に木北葉の形なる石ちり木の葉にしと
云ふも細かなる何も縁ちり絶後まで然とあり　今津
風も絶て梅ま居此の如くに木北葉石ちりて石
の節目木北葉の如し宿の石を取りに有かる
しりし事

一　足利将軍義昭を織田信長と不和にて武田に書奉し
流浪して毛利家をたのみ当今世まで諸方に廻
文通して今の事を状付家康大納言にも
書状を送りて文に曰く
既入洛し候　毛利及諸勧大切に承候　然に諸事て
被是候の儀入候甚　告状一通送候得御意候
遣し候　輝元可申候之
二月十一日　　　足利義昭判
家康大納言殿
右は天正九年九月八日家康よりまへと云

一　近代梶井宮より家康法華坊に生まりし此書あ
るを見たまふ　是より以来八中納言の大納言叙
せし世に何とした事なし　と御返事と文にて

一　家康一度の事随分に旧例に任せここに叙中納言

志願の者ハ 申出之上宮號可差出 役所之分
別紙渕川ニ而金一人可差出旨 添え書候事
可申出候也
五月十七日　梶井宮
御判
浄泉坊

大嶋
神津の海上をさること三里北の海中に有島也
三里隔て此の嶋より北にあれハ頗る大なり 故に大嶋
中ニ谷村と云ふ民家多くして町有町の東
六町ほとりに浦町と云 此島の方へ登り町あり谷
里と云 大島此里の南の方の岩あり 民家ありて二百

住商人海人多くあり 其浦ニ家居此神一社あり
其外日本紀神代巻上ニ中瀛と云へるハ此島の神社
之中津宮也といへるか 此島の浦辺宮の事なれハ
之此神社ハ前に云ふ三社の内に記する社ハ此島のこと
也向ひ田畠此辺之神宮 石清水の方より石の鳥居あり
石階の長さ凡百間とも云 一年中 十月祭の事あり
本社 九月十七日より末社 七十五社 末社の神名
並八神 今は十八社ニ合して社家の系図神主預り
其浦は岩上にあり
市杵嶋姫命
田心姫命
中津姫命

右　棚機姫命

此神織女一人ありてまへを二の甲斐といふ河邊氏なり此社

此外猶女子八人余并二人計廿人あり毎日勤番をなさしむる外祭をつとめて此岡をとへ〳〵七夕の祭を以て村民一年の吉凶をうらなふ事ありしとぞ

の境に湧出嶽といふ高地山あり もとは山上に神社ありしを
天照大神の後におはしまするといふ　寛文二年本社
乃境内にうつして末社とし　田儀の祭禮記に
大藤湧出嶽三所大菩薩と書り　湧出嶽の麓に小池
あり　世に天の川なり

一 二の嶽の下より社の坤の方に大き井ありて其の水きよくして清潔なれば斎の井ともいふ井の下より流れて川となり　村人は此井を社家より此井を七夕にのぞきて天の川の井と比して敬信すといふ

社前に天乃川流る　此川のほとりに小社を祀る　川
乃ほとりに左右にわかれて牽牛織女二星の小社あり
川に座ますより　右の神武鶺鴒日就前太藤といふ
神に星をまつりて毎河に座ますを祭ありし小に牽牛の

宮といふ　東なるは七夕此宮といふ　男と申者　牽牛の事
になる也　七月一日より七日を祭りて川中に牽牛の
神を請て星祭をして　二の手洗にやすみて新を
つくりに湧き出る　此のなき手洗ようつまは
其男に河より座ますと知る也　古来業常難掛ない
いふ　織女四大藤の星の事として牽牛といふ
其由は七夕といふも二社の事に河あり天の川と
名付て女をばんとの心ぞ　織女ある事祭り男なれ
ば　其の八牽牛は　あらそひ　七月一日より七夕の夜
まに至る河中に神を請へなし　上中下三つの水を
入て上中下の男此名を知りてあらそひて　まつりし

にうけりきるに随て男女とも定る也 此外綾
せんとく八河尻に至る也 日は引しとまとあり
一 肥前の東南の海の内に 薩摩より天草へ
日里 地方へ二里 福岡 海上十二里是より彼方へ
三里 神津より福岡（佳 陸地を行ハ）八里あり
一 此所のうち不知火に住吉 多紀 幸所事へ数多
し 何ともめくる其名の訓ひたすれと定僻（僻）
の海中小河れ八背より当人も心得なしてそ
名付しまさん故にありことしく書け次
一 此所に記書する国とて大なる宮居より海辺へ通る（口）
り小舟一ツに乗て奥屋へして数多被と
る娘屋と小さき丈余行左右七八尺豊へ
一 入年十間許とて左右八間其水の底深く面の事
のことし
一 双六瀬より不行海豊上大石を方四五尺に行上
ごさんの面のごとし年足
一 神崎に大明神北小在住境之昔此所の神の出雲より
和に世新につ紀あるを足らず
一 西宮の社其百八神の内也 大明神の国の名の神の
内小行り本社より十五町者小社也
是八奥津宮の本社として此所より奉る西後
一 次行り奥宮北崎と左中は此所にて宮の者の
へ

一 海邊に鳥居あり是を鬼崎浦北島居なりと云
芦布森の社本社より九町許西に在也是
を鬼崎と云の末社也
一 隠山むかし此世に海賊生じ民家をかすめし所也
かくまりしといふ
一 御浦の穴境より少し東にあり入口二間高さ二間奥行穴なり
一 御石山山上也南の方に向ひ下に手洗所あり昔毛利元就
宗像大宮司と戦ひし時安芸の国の軍兵陣せし所也（せる）
み御石山に二ケ所一説に元就公の陣屋とも云は鬼崎
の社人河野氏戦場に出て討死しこゝに葬りし感状今に（今）
其子孫の家に有り

一 安部宗任もと讃岐国より配流となり後に此所に
流されし後に世を去りし其子三人長子ハ松浦に
移り次男ハ薩摩に移り三男ハ大嶋にとまる白鳥の
とも云　[illegible]

とひへるハ非しあべしまハ今の宗像郡の往に定ると詳ならず
とふ宗任此嶋にて始居らるしホを里民ハ毘沙門とよふ
故に毘沙門今民家にちらくらつもりし後に居らるしホを

或稲尾部藤原（？）に仕しと有り世に云る松浦ノ流
されし事詳ならず是大嶋の黒人の説
なりとなり

細書 俗説に此嶋にて宗任の居られし故に伊信嶋
細書 宗任社ぶあれ（？）しこゝにびしやもんどうあり
細書 一説にも利元就もぬれ大宮司
已後の三郎季任

一 思ふけの所に古記大井氏手操（？）ありし
　 武人の城址なりと云
一 安部宗任の末孫ハ大嶋の宗像の俗に家なし其の
　 世に至りては許嫁（？）ハ安藝國（？）民境
一 占部入道安倍自因子占部御浦貞清三人を誅して（？）相記

（朱書）
大嶋に安部宗任子孫ゆるし人持て手討など之ハ大宮司（？）ありて
広き平地の島あり小山四方にかこひて見るさへ彼らゆる
民の宗孫をせちてあらたとて称
まてあねうかおちかれも妻大嶋をさうて称石郎
小ミ元氏につけて其後三河の大内十三年七年伊予清水
その子右馬助いわれ天正七年に生れ東のに

[illegible]

くつ行く平々しむ　城山ハ寺社より西北方壱里
許ニ有り　大名同も難とまゝてくるこまいなと云

一　安昌院　東寧山と号す　禅宗　曹洞宗なり　安部宗任
二十一世之　妙法尼建立　今ハ田縁宗背生院の末寺　篤信
此地住宗之　十余何り里人の求めにて
ら川く此地の十余之名残くる人にて川ハ一ゟく
寺号をたまはりしなり

一　久昌院　海雲山と号す　昔は禅宗なりしか　今ハ
曹洞宗之　田縁宗背生院の末寺之

一　比丘尼小甘町の前ニ有り　寺号　或ハ　比丘尼とて
行り有り　昔妙法尼　世里人のまゐりにいとつゝん
きて石を秘よつみこれ　お寺より　しまゝと　切なりまし
く妙にし死をも　後世にて　それ人なり

一　津和背　寺社より　西の方一里に在　今は居に添し
入ことて住宗之　世前ミ寛文二十年　寒中船一艘寄
寄り　船中の人　なりしく後よ有り　居なりしと世済
乃　社人一の罪　以前より　二三年とらるに　来り
なとを商ふ　にしに　機会に来人より　海色にて　来
船一艘　二三年　有りて　近つに　来所
人なうち　日本のまいとをにて　此色此事をもとふ　山なと有
る　業前をあやしミ　年来るに二三年有れ　くをまうもうて
ん家なとれ　来ることを　祭　妙せんとあるよ　国ことより　立忌れし

当所あり　そこに異船の着せしをきゝて銀を二枚二歩
出して人を雇ひ舟を出し帆影の見ゆる方に向ひて
漕ぎ行きて見れば　二艘先に見ゆれば漕ぎ行きて追ふに
異船は速く帆を上げて行きけれども　次第に追ひつき
難き程なり　村井　二艘目に至る　士一人此方の浦に着きければ
是れ等は村井氏が船にうつり　船中に乗り込み人々をとらへし
事を申し達し　二艘目の船人并に百姓をつれて舟中の
者は川に飛び入る者もあり　又は泳ぎて逃るが
異船は遠くに行き延びしかば　追船の者も力及ばず帰る
の船にのりて遠く去りしかば　追ひつく事かなはず
て船に上り大将に見せて取り出せし異人大の内一人は那覇宗
の伴天連也　六十二歳一人を召し捕まへ是は長崎
の者也　外に京大坂に居りし日本人も十三人
国にて召捕へて吟味の上にて此度の事は皆異人の
此度の者共も日本にて天主の法をすゝめて
広めんと企て白状に及びし旨は皆伴天連の
伴天連の事は一つ一つ申し上げ候は悉く
まづ申し上げ候　其の日の内に通詞に申し付けられ
其の者どもは異船に乗り候て長崎の大将の
村井氏にかゝり　村井氏には国々より出張の者と取り計らひ
取り計らひ　夜分に事を出し国の方へ送り届け九月二日二十
歳なる追ひ出し船中の者に渡す　其の後此の地の諸

（朱書）
異
兄
つ
船
異
凡十人の内
伴天連の内一人八年まへ
三十人の内一人八
一人
三十日本の刀衣服の躰にいたし候　若常に日本人にみせ候これも異形の
黒田家来に見られたる者ども是より後に市中にて異国人は
先長崎奉行山崎
一の甲斐
二分銀五両

一 須磨和田の浦芦屋蘆松まて所々に山王祢と遠し古
らくの事とあり浦にそり早く加藤新出し返蔵（よ）と
いとまし（ひ）事ある浦にそうても舟をいくし事ある九郎二郎か
古えのなくし記むへ古の新屋しとく見えすも忠に
沢されは家

一 源氏物語より出る川らの告れに古掌小弐のむすめ
洲洋（オモト）の家

船人もきれとらふとも大しみのうつ家しあまこう（け）忠の岸ゆう

夫木集　具奥民の家

一 古くよそと弟のうち紀事は大勝の神のこゝろ沢彩ものあり抄

一 瀛津嶋 俗に舟路と祖紀の始と云 神ともおきの系とす

沖津嶋は神名の事 右日本紀世々奥津宮の社人とも
旧事記 古事記 大宗像縁記の説に添く
伊弉諾の神を田心姫とし 貴一宮とも嶋中を田心姫と
し市杵嶋姫とし 右を湍津姫とし今田嶋の
社家の田嶋の列社に宗像は湍津嶋の神宮の列は
中を市杵嶋姫とし 左を田心姫とし 右を湍津姫とし
伊弉諾を大嶋にうける北方に有 千石 周八里ことくと日本
き付船とゆく舟を出し風波あられは筑前小く纒れは
二千里隔有 嶋のめくり一里有 社は西南
に向いて山に寄して平地の高紀所まて足つの神殿

右九人宗法敬行り本社 古ヲ見ル七十余人今ハ合て十
五邑ヨリ出る宗の祭客百八十余海邊ヨリ社ヲ通て其名
百余年間絶さりしかハ比祭り中ニ止め春ニ月又ハ十月
毎歳祭礼行り当大宮司時ハ秋ヲ祭の中ニ近世
ハ秋ヲ四月ニ祭りも風はけしく宮本ハ波行り祀る
御の事所さハ似冷小祭る日ハ定ても社人ニ只一人大潟
以来ニ之ヲ三の甲鳥居ニ河原ニ於て社人潮清ニつき
をは日とり毎日御祭勤し其八日ヨリ当り日祭る行ひく
祭と伴りく祢膳ニ祭りニ祭ヲ清まれハ祭ると之の
始り宮氷十六日より日本 四とより潟の宇を通の
日暦ニ人水ヲ皆人ニ大潟より没ス二人見九人祭りて来る

五十日ニハ行く限ニハ近ク之の舟ニ大潟ニ入二艘出ル潟
ニ宮ニ従ル人ヲ之ニ訪ク潮海ハ人ハ光海ノ化浴
し西ニ位の社ニ参り其の間毎日一度海水ヲ浴
し其八日ヨリ本社ニ参り川 其後ハ祭を行ひ潮山
ニて一ノ鳥居 三首いと高く之一の嶽ニ浴二の
嶽ニ次ニ伺ニ付当 岩道 粉屋郡ニ見ル山ヨリ登る
し凡潮山の形状風景ニ似りくして 當麓
ハ山事 也郡ニおふく峯ニ乃ニ名之前ニ世ニ浴塵
ニ雑樹ニ生ル繁茂ニ岩其本立ニり潟の如り
皆大岩也本社のうしろ 右是ハ 大岩 所り 巌とも
見行くさまたり 山中雑木大竹多し 松なし

一 異国と申ハ古所生あまり出ところ對馬朝鮮なと東洲の湊
よりも世界に四国をあつかひし大將今の浦和浦
の治吏喜友秋の頃より治に至り地所ありハ
まつ治まる事なく元世神の威霊ハ元人をなづる
霊験むかしより来りし多く經を傳ふ此所ふて是
明多し依之明をけふまでなりといふ祭祀出御女人牛
ある康熙年中に此所を利益有りあとの時御供を備へし
御供を後の其礼の式も微ふく其時御供の変にならって
世界に其上を占ありと書かり三神の御前に一體ふ天の儀
また一年九儀と備ふる事まて人ゟ應しられめし
有しま又將軍四と四の古吏社人の自分武經社家

ある事ハ必定也其上変異有し時を知らる事なしと
人変異有ハ治に臨んで是人をも論りしる御供の少なく
変怪有或御供まで人々かけるのなしのごとく出見の
其姿のうかがひしくあひをもつのあめし或ハ海藻の
外く或ハ其くらまりて其れ是れハ息をつけ清ぬまで
しの変を云変怪何ぞ云ふこと云通さる所の人
の出を知る書より世上あしきつく事有りしかる
ハあるしし帯と云

一 此社の竹林古老の話云事神のおしに聞ゆく
此外にあるとしいいもの出でたりとうに治の池と
むかしよりそれで何からさん神主神の古き事をなんし候

一 西北ハ沼の以路ちかくに鄰落なる事ハなへりしまた
東湊沼の東へ二十町ばかり岩の翼の方に小松島とて
小嶋さしいでてあり 其中ニ岩あり 是ハ宮也
一 小屋島と東湊島の間 湊口に柱二本 岩二本ありて
神門のごとく成有 其間 見ゆるを本社の方にむかふ
へりいと至りて厳也
一 東湊島の彼方に太鼓石とて 大きな岩海中に指出たり
其形 此方にてある ハ洲船の形くし 其船よりしるし
須渕のうち 干に洲なきて 汐引く時太鼓と
うつがごとし 其石の満干知る也
其 波に鼓の打ちなりをきゝて居人世をばおどろかし
顕仲

一 南方鐵炭岩の上に亀石あり 大さ方三尺 年月巣
ロを見る 甲 中尾皆をありて 亀の形に似たり 亀脚海
中にあり
一 沼守北岸に 前き海濱に近し 後ハ岩也 名石
をはかるにめし 又あれこ石と云 石は 細て此沼に来る
者を海水に浮し 流れに此石の色をかわる事の不
浄を掃ふに至也
一 帆沼に舟の入船ハ沼守のおふ前の家に住て小船一艘ときさ
入るを許すあきもの行き沼の神前のとて大石に分かれ波浪
らし 出に 渡舟なきまれハ 濱の門に出て またせ
てなし居たり

此嶋の山北中に御所〔畠〕あり一町ばかり清水ながるゝを
くすりのいけといふ

一 田嶋 大嶋 奥津嶋の本社ハ三所 其外当嶋末社一百八神
と也 毎年三所ずつに合せまつる 末社の神まつりかし一社
に摂神をまつり納む

一 此嶋ハ春夏秋ハ風多し 蛇 石龍子(トカゲ)の類ひ多し
より冬ハ波高く時化しては多し 鮑さゝえ 海藻(イカヒ) 海藻
多し 此頃多く大件なり

一 奥津嶋の土産 黄精 鳳尾草 海防風 ところ
葉似ニ接〔授〕 擱〔櫚〕一幹直 海鳥 多し 鷹 蛇 石決明 宝螺
海帳 黒鼻 ... 火魚 河豚 鰡(ミヒ) 鯛
魚師 海獺 鳥〔烏〕鵲 中在海 天南星 風藤 大巌木桜門冬 包橘(ナウヒ)

此嶋参詣すれハ此所の草木 五草 草葉を取こと多く人し
海魚しまれて されハ其国にて誠とす

一 荒船御社 奥津嶋より東し 荒船に三所有船の
形なる 大岩有と見えて 小嶋也 前の方しへ海行り
ゆきて汐ふき 此所より天津港の方ハ すべて大岩のまゝなく
危ふし 波にて舟難し 其内水の音に新れて山を
に社を二ツ大明神とて 是荒船の御社なり

捨遺 此草と木もゝみ(み)ぢを 取ぬり 帰すさ 汀し 船のミやこ 残く
拾遺 惣右 草も草やとられし
庶系 師相 只有りん

宗像郡　下目録

孔大寺山　田嶋　一切經并石佛

吉田村　鎮国寺　京道　岩窟不動　興福寺

吉富（冨）八所大明神　許斐山神社　上八村　蓮福寺

内殿村　神社　山田村　増福院　織幡　神社

佐屋形山　鐘崎浦　神湊　勝島　宗像山

大穂村　不燒寺　宗福寺　有千深　順（須）多田

手光村　長宮寺　西郷　三郷村　勝浦　桂屋

海の中道　江口村　五月濱　名児山　牟田尻

蓬殿大明神　雅坂　古寺山　孫岳

曦町　市木　今利舎村　蓑生村
波村　穀済　楠湾　右勝村　徒倉村
牧山
石丸村　平等寺村　地島

筑前國續風土記巻之十六

宗像郡　下

孔大寺山

池田村にあり。宗像山の峯に續きたる山也。山の八
分に孔大寺権現の神社あり。池田村より十八町登りて
是吉野の藏王権現と一体也といふ。天徳年中の勧めし
ものにて、昔延暦八年中建立し、田浦村より東南、廿町を
孔大寺権現に参詣しぬ。東の山腹に宗像大宮司つゝ
さとる證文有り。古の頂に大穴有り。故に孔大寺と名付
といふ。孔八河をも宗像縁起に昔八坂宮よりて称す
よし人来嫁女を生贄とせしに、神怒て白馬の形を現し

或ハ大蛇の形をあらはして其女を食ふなとふかし
きし翁らハ古狸射狼のたぐひ妖魅の類なるへし
而神とせしハいかにも愚部の風俗昌昧にして
かゝる人をたぶらかす神邪もいかゞあらふとみだりなるべし但
俗人ハ邪蔵をいかめしくいはんとてかへりて神に比類
を誣る事なり此説俗しらずして左様に人々といひ出
ことする事とおもしろくして司馬子長曰蚩尤ハ以鳥人也民
者邪之主也用人其誰実之とへ西邪なりしばら人
を見世居りしに其邪なりしハ其居りてまた此山に
狼出なり冠西国なり世に類なれなる古来なり
白からのくらとて昔居なり行るゝ小話る迄又池田

村の境内に千足森といふあり東北長さ十二三町横巾廿
町なり村民の説に昔乳母寺山より西風吹て野火にて
牝牛の牛馬多足死したりと云風俗の説にて実否知
まへにきこしあり

田嶋社 一切経 并 石佛

安置せる一宇に金三千両を以て一寺建立し田地を寄
附せしかしたるハ寺塔なる勝地に廃古より遷移と
しかして大蔵経及石佛石碑を納せりといふ宗像部
以前に有りける此附近に安置せしいひて源氏の代より今に遠
物と安置せし人なりしかハ廃古の人此地と云郡へより
千蔵経石佛を此社に納く石碑を此寺の前に建ける文

此都にも寛法師ハ一筆にて書し法華経を一部
納まへて二部あつしハ房よりも御覧し法華経を
慶長の年中開山大僧正日光山東照権現に奉
納し玉ふを今にいたして上野しらん今猶開帳ニ在
の石佛ともとハ此経の庵主のゆゑのもちゐたりし是
と寛文二年に本社の例よりて長冨人此様二
天寧寺ニ首製作切紙に寛法師のかける法華経
一部是ハ彼庵にかつて書写し法華経を求めて一筆
書にかけ書写し事ハ寛ゑを開帳の庵主兼帖ハ是
西法元年誕生宗ゑ良然ハ下野國開山千光寺師
法意ハ早く釋門に入博く群籍に渉り一日法華経切

経の文を誦して始く法華経一筆書写の大願を発
しかも三とせあまり入室して本都の法を承り
大和國西國に行脚して伝く瞿曇比丘の教を受へ後くに
写経の功徳を以て法界の衆生へ結縁の志を施しを
終ニ三とせをへて良然ハ法華経を書しむ 拾遺ニ和歌
の例に営して書写ことをはしむれり 記居静謐とゆく
山もと机をならべよりて写経すと云々色寛法師二十九
歳文治三年四月十日より始く筆をおろし都縁二年
にわたりて切経を書間早一年経巻の末に歳と居と志
を記せり 建暦三年 宗字比丘栄然法師と云く文建久
六年一切経一筆に書人比丘良然と書し文治三年始

良社に書ても此ものを色定とかいたる名高き筆者ものあり
し銭をつかひし糊の製法を今年の附ありひきまするより
取くつきさ然るなれども武田色定の法師今年も附は安覚
とい保郷の後居を改めて宗祐武色定といふ宗朝の既
大僧都となりし鶴林玉露に日本僧安覚今年して一切経
をよみらんぜんとせし事をしるせり即ち覚色定の事也といふ
覚ありや否や群時代ハ色定にあらしかれハさもあるへし。
されど安覚色定ハ元に非ずあへしからずして此に在り
此経とハ五千四十八巻也内霊鎔多く又中に也けて今
も四千六百巻とありまたり世にある経今も神殿の西の開
別殿にありて神寶の如し色定と川りしまで本像を
新しく新しもとに在す 仁治二年圓寂す 年八十三

千善寺 田須村無量寺に在り白塔といふ檀家なる
寺の末寺也 而るに無量寺は色定の結ひし寺に
非ず千後開基なりし時参ハ寺北境内にあり

吉田村 護国寺

吉田村吉諸宗寺八幡風出を守るもの吉宗あり田須の
寺社より出市の橋まで西町まで出市の橋より寺まで二町斗
を竜山院後長ヶ年僧の覚を宗 寺の境内にあり
宗像大宮司氏長がこしらへし寺 会寺をよく西社の
本地の仏像を安置し鎮護国家の為に法
西寺にて開基ハ仁義法師と二十ヶ年にて寺を絶ぬ
千後山伏の住れる家ある三年 昌済といふ僧来りて住持す

山列仁和寺北東寺とする三社の本地とハ大日（宗像第一宮本地）
釋迦（第二宮の本地）薬師（第三宮の本地）此三佛を弘法大師の作とぞ云
阿弥陀（弥勒菩薩の本地又は弘法大師の作と云）観音（聖徳太子の本地弘法大師の作と云）右の五
佛ハ何れも大師の末像之て製作の精妙なる事堂内
及諸別当も稀なり菩薩堂安置之五佛の尊像
お座仏として尊く崇拝し五佛諸尊本寺の
本堂之元本地垂跡といへるハ源層なりしに
しく神仏の事に昭を聊て云ふ事の由
去りしに又此寺に大師を文永二年とかけ
大宮司奉納一幅あり今猶曼陀羅二幅
あり何年ありしか大殿一部有五佛堂
小ハ餘口にて五佛堂ハむかしより同じ此造営なし
當寺此寺繁栄して古へハ多く院もありしと云へる延代
寺院も絶く寺院も多かりしとて云ふ
今ハ花蔵院と云一坊此を残りたり
花蔵院ニ右に云し昌僧の清僧と云僧始
此寺に住せしが此国に来りて住せしが四十余年
及ひ自らて先年三月廿一日より五穀を絶て木
食し同年三月十四日より断食し廿一日に入定す
而て合掌して死ぬ常世此事今ハ四月より来りて
ゆかりし多かりしとの別花蔵院の後なる此の葬む。
吉田村の家より行り東寺と云仏より善水内

浦へ出むし東へ上るをゆく大路なりしといへり

岩窟不動

清岡寺の二町ばかり山の峯にあり石窟有て中に石
神の不動あり丈ケ二尺二寸あり　いにしへの時より開帳
なりしや不詳　岩窟に文字ありといへど然り見えず今
も常道の人ありして来り者多し　西よりは大分の
奉り八年語ある人東多し　高人男なり来りては
たく市後なし修るる　又古田村の境内なり田の道
まだあるやまりて田のの不動と云号読むるものかれ

真福寺

田所にあり延宝元年開基せり寺山大慈山師の弟子某

山和尚之宗派知後の地也　西後より寺は今当時まで代
寺なり八分し門前より子院にあり　これらは多く良観寺
なし　田列あて当時名剣のありしより今生残ちの来也

古田村八所大明神

榎根にあり　西殿とは泥土若宮帝北七神なり　本殿と
涼をまとふ八神之縁起あり南方北向きまへ十村の惣
社之昔は御旅所に能幸あり今は少なし

許斐山　神社

王丸村の上を許斐山と云ふ　山上に許斐権現の社あり九月
十九日祭礼あり　文徳天皇の天安元年熊野権現を勧
請ありし宗像縁起にあらはれたり　宗像大宮司氏貞八

此社にも田楽の神楽演所ありし此山主人の不和
也なりしよりたえて中せる事なし此山の九ヶ所にあり
○田楽の社は神事ありし時に今は神楽の社人清浄せし
社人集りて神楽をつとめしなるに古来家職の社也
神楽の役人は神楽をなしし社人十八人皆清浄なる社人一人を

上八村　慈福寺　上八の訓はふりしを今は上へとなし　をはやまりて八の字とせしにや
此寺無延山開山月潭或号月庵此寺に古き墓
あるあり是を民古此寺に葬る今も墓あり古氏は是を墓
所とも塔ともいふ是民の親族なり得たる民と云即ち號と
号は又此訓に見敷の墓とも古氏孫なる墓ありて民のよ
と云ありし云此寺に如水といふ田地をかし常附しおる
今にありて又如水といふ此寺に後の山林を常附しあり
證文を数々後代の者も證文をとりおる此寺往古之
此村民長三郎といふ人や延宝年中の出年に残をおし
てよろしく貧民を救ひ国とも感賞してこの神信分も
又の宅も此訓あて對馬より鮮を書くの総菩
提の答なり

内敷村　神社

十社王子大明神此は国常立尊大己貴尊神皇魂尊
正哉吾勝尊国狭槌尊　伊弉冊尊　瓊々杵尊此外三神
を神名未詳といふ又猿田彦ありて是猿田彦之といふ九月
十八日祭礼あり

山田村　増福院

増福院にむかしより毘沙門有り又其西宗像大宮司氏
此後室菊姫并女男の書の墓有り好子の墓一也又ニ侍女
四人の墓も有り皆大宮司の臣の妻に殺されし後室并霊
たゝりしに依て地蔵菩薩としつらへ像を作り此を
安置して安養寺と号する小後室の居宅に
山田村増福院の所に居住したり大宮司此別宅ありしを
先宗像大宮司氏佐大内家に属し周防山口に出仕
す時長門の深川通川西居住より通川に宅を与へ
られ候を通川氏と称し氏佐の子刑部少輔正氏も
通川に住し其時陶尾張守晴賢入道全姜か姪女

をめとりて二人の子をもうけぬ其名を鍋寿丸と号し又は女子
一人正氏本妻宗像山田に在女子一人をもうけ名を菊姫
と号す正氏はしめ家督相続の嫡子鍋寿丸に中略むこと
して菊姫をめとり後も家をゆつり隠居して山田に住
し居る陶晴賢と謀叛天文十六年早々にて病死せし
後八郎氏輔か弟に輩る氏貞は居と謀て氏男
も又大内殿に従ひ防州山口勤番有りて天文二十年
九月陶全姜か義隆大内義隆を弑逆し義隆長門を
さけて長門深川大寧寺にて落行自殺をなしける
氏男殿も頼世に命あらは義隆の後を追ひ
けれども討て追これは氷の上に不意を銭死に生年

二十三にや三位陶全姜かそむきひとて正成 深川にて
まします陶か姪のうちし子瑞季を足良氏貞と号
し正氏か家督として大宮司にせんとて天文二十年
九月十二日宗像へ下し申山の端に入れか付て年七歳給
ふれ宗像の家臣大国兵庫として曰氏貞を正氏の子と
思へとも本妻の子にあらす氏男の弟千代松殿何かしを
氏男の後家督とすへし家督をまれ菊年二歳
幼稚なれは先菊姫に一族の内より秘人を聟にとりて
社稷をつかさとらし氏貞をとりし参をしらす事一通
家人のうち二分ある陶か方に謀さらとふて押て宗像へ入
城をしむる事陶殿の心かまま氏貞の家人ある内に治部丞
り家臣共に姉か子なれはと譲定し氏貞をたてんとす又千代松
か父前大宮司氏續も家子千代松をたてんとする懐んてたて
後に周防又陶か命をうけれは氏貞をたてんとする人も多
くして家中二つにわかれ争ふ陶全姜兵を出して赤間
治部丞に三月まり氏續及千代松をころさしむ（ところハ鞍手郡山田村関何）
（のち新に詳みえたり）其後陶か下知にて正氏か後室其父も嫁女
菊姫をころし氏貞を宗像へ入しとて宗像の臣石松又右衛門
尚秀は三月廿三日山田郡の後室菊姫とつかへし後室其菊姫
とところをうしなはしむ（一説に氏貞の母山田にて後室を謀をし苦にうらし偽して家母子と密通る人事をあらはれて石松によ計て其中山座へして ころさしむとも）
天文二十一年三月廿三日の夜勘解由秀萬
山田村後室の宅より出る菊姫の局をその人打落菊姫

ハ今夜の月を拝まんとて行水し髪を洗て浅沼より出て
いたりしを切さんとは十余年来ぞし二人ハそれより後
室のいきまして急れ居る者ありせ浅室をとらへんとし
けさりしをけしきに於てせしめ浅室二人の
者をみらみて浅室神なりと人を移ぬ其の跡
其の子孫を二月生し我ハ女なりと浅室かく申さる
かりしにそて手ぢから浅ぬさて自害をせそのまけさ有
生母なる人おそろしく自らおそろしき浅室を住し
小女移言月小路と云し二人の女房もおそれしを二人
みえつきにみしとなくうちしを二人共浅さしる
其花の尾に居る女房浅室の力をとりて自害しか

くて母子の死骸を一川に沈めぬ宅の浅水山の麓北方に
同じくうつむくには死をし女房のもとに母子の墓の
傍にうらむとは慶長元年二年三月十五日歳廿書記
に家前生国の親類に語らるゝ時に廿二人急ぎ申す
ところハ彼浅室と花の尾の居之しる所にきこえて之
す古書見あひにはなし記なる所しみして後
聞かしさかいに記をつまずとも拝しかの力みてさしも
まるゝ如し浅室もって申して死せるに浅室の一族をうかせる
ちらで浅き書の書写見ふる村人同村に皆痛をうけ
たる事古書にもしるしけり 同月十五日ニ皆死失
とりせ年中移様やうなく大にかられ不移をまねくる哉

庭後室と云の庵此居葵にうつしてそのまゝ置けりその人勘十郎
をさ書る事なれとも其まゝ大肝にて肢體をのへ
日病におかされて死去して後七日此内に家内皆病に
七人死す其後ハ諸人恐怖甚し成貞及ひ母おかされけるを
祈して去りしふしきの事川里てとめて里をはなれん事
きらふ永禄二年其成貞の妹十三歳にて疱瘡わつらひ
兼ハ正氏の書ありとて見といわつらひ其死去ありし
くして其母をせめなやまして家に家子をころし去りけり
をいふまゝにして母ののとにくひつきて何ものも
又何ゆゑと云うて其所後室に何さとなりしと
ある人ともをせめいかる今ならし其餘陸ちんといふりしも

しても自今病死する成貞の妹狂乱の末にして死去 一説成貞
の妹若ハ立てる松庭にて元亀二年立花
御手の年如立花の城に嫁娘を
成貞ハ此母の人々ともに以て乱し
ら深く御病をうけて死去す後室をころさし評義にもくだし
家人ハ相ひし母皆病をうけ果て死去成貞おかされて正氏
の後室の霊を因為此村中に社を立て八幡と号して家
家又当村持役所に後室并子のためにも田を寄附して
毎年を供し彼所々を祭りしより子孫ともに悪霊の
害を止む事なし天正十四年成貞死去の後成貞の後室
並に家母と嫁りし所ハ事もなかされて正氏の後室 并 息女
及其侍女等七人を地蔵菩薩と所々に当村の持役所に右
六人のためにも六體の地蔵を安置し又寺田を寄附せし牢川

秀秋の時増福院寺附の田地を皆没収せらる信昔
或人の求によりて彼寺田の記を作てありし
一説に正氏の後室及郎従を殺せしは石松又三郎尚秀といふ
是寺僧此社人及里民の物語なり家及家系記同
遊庵の説なりされども石松氏か家系の書に備
ふる如く自餘の説は石松尚秀に何れも従へ被誘
母子を殺せしは非常の所為之といふ石松又三郎は永禄
三年六月に但馬に於て討死其後の様制禁して
可及といふ子孫今紛らし其石松殺逆と作て
之を見る子孫にあらず但し是は左様ならずして
も洗ふといへしといふ

石松尚秀家系記
遊庵と尚秀らとの

織幡神社

延喜式神名帳筑前国宗像郡織幡神社一座 名神大
とあり筑前十九神の一也武内大臣の神霊を祭るといへり
しかるに中座武内大臣西は住吉大神東は志賀大神
なり文徳実録三代実録等の国史に此神に位階を
朝廷より授給ひし事多し社は山上にあり鐘崎の民家
より西の方に有り此山は昔し鐘ヶ岬といひ
て何処にても有りし様なり此山を今は岬山と小屋
形といふ名ありて海よりみれば屋形に似たる故に名
付しといふ海より一方は断に隔てゝ山の形なれば
あらはれし其の形によりてかくいふなり山の岩さきに神殿あり

相伝て曰武内宿禰此山在境なりしときこえあひて只れ死か

ハ神霊ハ必此地に出まさんと佐りしとの事にて御墓異域

終東北岸と申し此処にてもあるとこそこれなりて

後人此地を祠代三川といふ因幡国法美郡宇部の神社

ハ武内大臣を祭れり大臣幡にくたり給ひし

玉ひし国と因幡といへで此武幡の社武内大臣の神霊

とあまりてといふ説さもあり大臣ハ景行天皇

の御時より以来六代の帝に仕へて政務を執りたまひ

三百六十歳　仁徳天皇の御時薨去ある　神功皇后

とききけ新羅をうち従へ給ひ長命のことハ唐土

の書にも新羅にもきこえしか宇佐の社にも祀る

和同正月十七日　武幡の社にて猶斎を大宮司集給の時

稲川のあたりにて移り行　陰従の斎行　庭火をたて

まて神官六人甲冑神楽笛和琴等行り

とそのあれせり○社の中の河上ハ右の方に武内大臣の出家

とて巨石階行り宮倍ハ天より下りて都へ附く入りたる

みぬれ社とも云○大臣の父母を祭れる地社讃倍町ぇ

つまの東より行けハ世川の上に菅原大明神と云

佐屋形山

薩摩草筆の書に此国に何々を絶えて武幡の神社は

新山と小屋形山とを屋形より似て船路より折きて持参

山なれハ後積遷の祠書にも同しく付くりことさぶらうと

しき山なれハ無説とかしかる故に　一説淡路のうたに紀
伊ありてふ山を津ときす西の方にあたりて尾形の山
かり山二かさなれり是を中尾形山といふてふ山の尾根の方
の海をいつ紀之をこそ中やの尾と云されとも是ハさえの事
何の故ありて云にもあらす　船路の後なるにて是ハ紀
しもれハ淡路ハ不可なくし　古哥に迫門とこのみえハ淡
の浦と此の鳴のうちなる事へし無迫門あり方の出崎の名ハ所
有あかしの風に迫門を東の方にのかれハ中尾形山を
右にみて見るなり淡路の迫集の旅の部に津なりよ
里のかり帯るうちよさやう山ともとを見るとてよみ侍る
行舟は須迫門の海ふ船出して見やりまてまやき山を
右大弁宗俊

夫木　よるしき中尾形山に雲はれて月影さむし迫門の夕なみ　権僧正公朝
　　淀船潜迫門の海を上はれかたつ紀之をこえ中尾形の山　中務
同　　　　淡路町

鐘の御崎

織幡の神社　ある山の出崎を昔ご鐘の大なるつき
かねと渡をし沈ミ是を織幡の海に淡路の崎を淡路の
河え称き織幡山の良の方を町許おきまで河りもと淡
のある所いはむさらくなる時は里人は底にかねの事出て
国にも河里鐘前国観聲部今の崎の海に昔鐘鮮
淡をうさせしか志川みくとれ河りて放ち称ち崎
いふ其比の海底にあり河り鐘なよあるハさりさ為らる
かくく河りつらし

万葉七　ちはやふる神のみさかにまつれとも（ワヨ）ハ志まれ志賀の皇神　海人家持

新古今六　志ろたへの君か名のはなやちくらん神のみさきの何うきの矢　安芸　奥居

家集　おもはれさく瀧の白浪ハつねも春は神くらき　法橋

大名所　きくはかる神のみさきのうき枕夢路もはてなく世ふるかな　西三條　実量

宗像大島同七十　西　真武文明十年に世瀧を御ら入とて

群車多く記して瀧の浦にいたる舟とめて海人ともに

入大浪なけれは船よりかた車にのりて見をとおもふ筆まかせ

大瀧あるらんも世瀧にありて御かに風なき行く浦の震動

してそ姿おもひつらし詩人名師ざいふるあかるし辯者々

何ところに何とはしくて聖事世をめ一統の世所瀧の説

引きれて瀧まくらしの時水のあり瀧は大神と神ことき

大き群（ツマビラカ）にハ志まれ又長門の入国しおひて豊前の

地の海ハ波あらく事をつとめて津の口まては此地に

集る数日こそ多り世瀧をは何ありとしたふ者ハ神て

識情の君人京師と云所に名を何問ぬく波あらく

さにかる是ハ瀧と何ふらぬ大船にても多くめし何かめて

云に渡かれ道此地ハ暴風吹くハ船を渡す漁者知

るし故にあらしめかくのごとし詳になり今も古

きことにて右の名のごれ此時も瀧をあるんとし

おもひしは海の風雨をうけしくしてやらぬ今も此瀧の

新古の言まて雪とれ神幣を海に沈むるなと

神幣中皆くへ不有神此時ハ必ず雨降とい瀧の形

海藻多く波あらく櫓ヲ定メ漁ス漁千ニ千計ハ乙而
とぞ
一 清濱の町を昔ハ分ケし濱田の浦と云上八ケ村の西ニ民家を
長政公入国ありてより浅濱田の浦の人家を今の清濱に
うつさせ給ひ延宝元年の兎角ありける筑前国澤驛
新し而是ハ法ると云氏ありしや此ハ思ふ所ニ明ラす
神濱
むかし海濱宮ハ北ニ而神濱民家の東ニあり
也是より大船ニ而ふへし大船ニて船ヲ漕ぐ
東新濱と名付しかとん町ありし人北此の海中に
多く小船あり民家ありしと今此ちの庄神濱塚手志土郎

の社を祭礼九月七日宮神輿を御旅所へ渡すと云禅寺あり
清泉寺号海山と云ひ崇福寺の末寺なり
宗像山
東馬村の上にあり高く宗像の祭と云境地ハ楊ばかり村に属せり山ニ
く祠あり樹多し古き大社にてむかし神武帝日向
より東征し宗北濱ニ来り一船ありて東馬に
の里ニ来り民ニ和をなす古人是ニ川と云里浅
東馬と名付と云故東馬ハ西宮とも東間と書ハ語之
長政公入国し給ひし時ハ東馬ニハ民家只四五戸ありて浅民
家多く出来宿駅となり山ニハ楊ばかり小村あり
むかしハ志賀今ハかく語りて今ハかくなりしと云東

右北ハ平等寺村ニ平等寺の縁より平ヶ上の山へと上る也
云蔦ヶ嶽と上山の方の道を右へ行けと云 遠賀郡城
畑村（號後之） 上山と記せる 後世にて筆者 出所と云
芝のうち含へ（號後之）
有馬 十村北右 古賀 竹丸 若菜 石丸 吉武
猿重 多久 三郎丸 楊梅 有馬町之
昔ハ此村を上へく有る事と称す
名分 流したる宗像山の西ニ在る弱と名とられ候と之
大穂村 不続寺 字寺
大道 北南隈（セハキメニ）谷の中にあり西の方ハ山にて中に小川流れ
川を挟みて左清々 民家多し 民家の向ふ方川ニ

上なり事 此町より東山間をくして 民家のうしろ山を
海まり寺也村ニ似て 此山方世ハし不続ち山寺ハ
最早に在て 村ひとり八寺し 出雲寺ハ 編部にて出る
しきに好寺也 佛堂宇庫あり 様子あり 此寺ハ許我
の端に多賀出雲守 一説ニ民部 隠岐守天文年中ニ剃髪
の後に小早川隆景の墓あり 隆景ハ安藝國沼田に
葬ると云れハ子附の縁様を人に出て引て去りしと然れ
ちあえし 出雲寺の上不続寺北観音堂ハ永享
元年春三月剃髪の人の時居しまし縁
記新舊二本 撰（拙陋）所にして文理を知る者に
向う堂内に方 年間縁起に方 西方向う多き中て八

路しき壮麗なる堂也 此堂廃して後観音像も皆
焼失しに不焼寺の名をのこし今の像ハ京都の仏師作
きりとの堂ハ正安四年光忠建立と知るもの
あり 図 若くハ修補し給へり

有千沢

茗荷見村の北清尾沢の間むかしハかしこなりし有千沢
といふ 近年田となれる所に昔ハ寺院といふ有り 又柳
の事をいふ 荒田の枝村ならむ 上古ハ大寺と
いふ 延宝元年唐僧此所を興しく 陣立て荒
同村と加へ今ハ家有りし

百里
十二
昔の沢何ふるきまして 家なる 也 いふ

須多田

此地も高山とてめやきに以て二千ある所也 四間の門
あり 浮音記にも出 城何との如しむかし 此堂荒廃せしを
以て寄人あり しける修分を居る村の名とす 荒廃田とる

長光村 長岩寺 山号 法雲寺也

長谷とし観音あり 大和の長谷の観音と称すといふ
やむかしハ大寺なりしか 近年ハ禅宗となりて
光ハ寺中に在て此村なり

西廊

上古ハ此村ありむかしハ上古のちの西の津久米に光
とにく当村今ハ三百町あり 西廊と云ふ

村よりは津九久米の岩水も西北より流る川西北の東〔西光寺と五村合三百町余にて西北より今は五村となる〕
東郷の里にあり相対を以て代々西北より河津と云 土佐〔津九久米の山〕
守其祖を葬するよ河野之四郎河後秋信より七代の孫河野
通貞初て南国粉原郡小山の戸にありて居同と云を
子孫継承する時家衰へ西北より移りて上西北の南に所在の
北社太神宮権現の社務職と成り太田氏と改む稽ふ
六世の孫河津与三兵光る時太田義兵より継りて
家に社務職事を兼ね続く事に社役に被為召寄仕社役
りしの文に兵の多く従ひる兵光より子彦四郎隆業も文
の何とと継西北より後にし天文元年主となり親貞家係
兵延より後来りしに討死し時太田義隆より再興

隆業と隆ひて継ぎ号く隆継より子彦四郎隆英家係
の後右衛門尚安と婿に成太田義隆を以て後河津と家係
氏貞の家人と成兵家十年余君の城主出仕と時氏貞は
りなる故に隆家と云なる子男子二人婦子七才是は
右衛門尚安より継るれにてまれ出るする子後此里に家係
大西国より家人宗家より至りて太兵衛権現は上西北
の南にありて右衛門太郎兵衛舟生白山之後ト河其系根
三階の神子相殿にある也六所と文六所大明神
と号し此社神の要地上西北方西北の方光は津九久米紺
西村氏より鯰を太兵衛権現の使なりとて紫も河〔鯰魚 ナマヅ〕
不多年来食はされ 〇 禅僧云五蘇八河津彦四郎

深業に在之 天文乙酉の年此里にて生れ 和学を好み法
ま此花家に気高く情ありて梵書も能く 大宰府
住吉国中に帰して詩を又万葉によりて家居
を秀吉公朝鮮を攻めし時秀吉公の命によりて
く大明の使僧と対し萬暦帝の前にて筆談をせし
中華北書にも見えたり 秀吉公蘇文の詩文の集を作業稿
と云ふ皆其子孫に蔵して書肆より出し 姫氷若の碑文も
此僧作とも 慶長十六年十月二十二日卒す 墓所
馬にありて寂す

宮地村

世村 神切宮居の志を以て為す 社を祀りし 社にありと云

村のことに云地嶽と云ふ山あり 荒司 蘆田太夫此村の板村
皆其地の東の方に住しなりて此下に祠あり 古跡の跡を古
戦場の跡とす 詳之

勝浦（カツラ） 桂（カツラガタ） 氷壇

名所方角抄曰 神の異国を志さしてかへらせたまひけ
ると云山上のかたにて かへりしその勝浦と云と居
余り里人のいひ伝ふるも 社切宮居新羅をうちて
帰りし此浦にかへりしを勝浦と云 名付と云勝浦
深い名所之 古跡は勝浦村の方にありし 是千深
近世浦の漁夫瀬戸郡ともいふ 新居の浦を勝浦 深
と云之 其跡なくして 古老に伺うす 詳なるなり

昔は津屋崎より勝浦村まて入海にて潮さしみちて
瀬戸なれハ干潟と成しより寛文十一年初て新田
に開きく八千六町と成 卌町 塩浜 二千六町 許り有り
勝浦村は凡その長 南北二千三町余 今ハ深田なり
勝浦の東の方北山と勝浦との間に宗像大宮司
二千六代氏貞城跡あり ○勝浦の北塩高岡寺道の
大境也 東西四町 南北二町 許あり 其入江に入込て
見えし 凡七谷あり ○勝浦浜に年毛の松原
あり 年毛大明神の社あり ○此浜に西浦とて石塔
有りむかしハ百有りしと云今も多し
海(ウミ)の中道(ナカミチ)

勝浦村より稲津の西北海中の路と云有り長さ凡半
十町余なり有りむかしハ勝浦と博多の間を
結ぶ海路なりし處 幷新ハ西より海中に有る故
名付ハ海の中路と云ふに依る也 宗像法師と相当
相白海北中道 桂澤宗像に有り 桂澤ハ唐坊と云
より南に中有八遠干潟方 裏生北浦より見れ
水有り 近世豊後將多海を海の中路と云説有り
其の様なしと云ひ風地似たるを以て 家ニ浴せ
し将ても見中海る也

未詳 廿巳
秋の夜の潮干遠ミのかさかさ 山まて けて うみの中道
後京極内大臣

雑部奉ハ後京極摂政の亭にて摂政の歌集に有り
云し山まて(つゞき)ある ハ勝浦よりけ山つゞきをいふ 小北す

梅津の茶所山にはうり

五月渡

江村の綱田にあり十二所にあり昔田嶋の郡の御塚新之五月松原侍在家に石塔あり昔六月

楽親和瀬の記として田嶋の神霊を御前の渡と云ふより舟十二艘よの世五月渡に於て神霊を

石塔のうちに寄せりしと云今はなく行くに後武なし御前の渡しは今の田嶋の社の東の川をさ

○五月五日其頃より競走ふ云ふ此所に五月渡と云ふ家源氏白五月賞家源太家と此嬉子花屋うれしき五月渡に出る馬を家る見え五月児と

云ふ家と津く嬉子出く此八鹿子此田の本場をで競度なりと其紀家次の席に出る見え北風後之

○江村八田川の海に流しと此川の云れと昔は湊なりとて長崎へ通し船八水手多くありしに今はなし

の若松に水手と云ふ所も川の浅く成て今八舟も津まで通はず

○天正十四年南蛮の大船江口の湊に入来たる風に逢て舟北方に出る二十八石積二十石積の舟中積し物を寄せ出る

丁銀小判にて銀二千七百枚其外千貫八百貫

[illegible]

名児山

田嶋村西の辺勝浦の方より田嶋へこゆる嶺なり田嶋
の方より来れるものよりは名児山と云むかしは勝浦潟より
名児山をこえ田嶋より深水越して内浦を通り
芦屋へゆきし也是昔は上方への大道也

おほなもち。すくなひこなの神こそは名付そめけめ。
名のみを名児山とおひて。わかこひの
ちへのひとへもなくさめなくに。

右萬葉集六巻に天平二年冬十一月大伴坂上郎女
發帥家上道越筑前國宗像郡名児山之時作歌一
首中にいへり大己貴命少彦名命此二神ありしといふは
何処の下とは詳ならず日本紀神代巻にある
し侍るゆへかくよめるなるべし

牟田尻

此村の西の山には人の住し窟多しといふあり
まへの凡大小二十許其南の山はまさに多数ありて宗
像にて今春は早朝に居竈窟あり鐘の山の峯をこ
ゑの上の頂に至る是鳥は山を越る節は何といふなりや

縫殿大明神

奴山村にあり宗像神事帳に此神は里民の祭所なる
昔神功皇后新羅を征し玉ふ時船の帆をぬひし

一 鳴神(なりと)といふは神名に附して以ふ兄(エ)姫(ヒメ)と云ふ神
社記には兄姫の事は宗像三社の本に見へ記
るしと志るべし

野坂

此所ハ長門の一の宮 住吉 二乃宮 此所ハ宗像大菩薩
御傳是一の宮御祀にて八 中央大明神と云

太平山

名田村と鶴田縣 上有東村のさかひなる高山也
山之左東山の西南に谷川山あり上有東の山之境
より有 又太平の東北に葛東村の上北にや山太平と
いふ高山也 名田村もしくハ嵯峨村やと云

依嶽

田屋村にあり 依嶽大明神の社あり

湯町

此町 昔ハ民家少く所々にて本郷村の枝村なりしを
寛文十九年 忠之公此町を立られ小荷物と商賣の問
屋の宗村を本村ニ付て来るを 此所にハ湯町の西の山に昔
馬渡(駅)なくして本村と通て民家を此所に移しけるを
より河内村の東米の梅村と一所に合せて此町と立る(馬)
驛澤とも稱す

東米

湯町の東也 此所昔は中にも迷路なる所にて[illegible]の

一八幡宮より侭（佳）社之 村中ハ川を渡りてのぼり行川の
中嶋小屋の前より出る家より極光く清潔（潔）なり近世
八年 此比庄屋の妻に怪物来りて婦人と成て宝
を修ミ寺に入多しといへとも皆能家をもあやしき庄屋
にもと頼みて事あるまじき事なれハあやしと思ひ又見
怪物のふしぎなる所に村民の婦女をかりて懐胎と（せ）
しめ子をうみて死せしといふやしき悲しいかな
狐狸の精なりとて良太と申川にて婦をせらせけれ
とも成おそれて逃つりすかくのあやしき事也
六年の末に飛去りて後貞享二年四月にて
迄怪物此良狗を二疋庄屋にあるを見てより彼村中にて物

おそれて 其しきを祓へて後一夜来る彼一つの物出て見
とまりのさしされとも終に獨負と成せしして返
し此物ハ何事もなき物の鼻ハうみそりみて切てさよ
くはしに まさしかさまとも（きざあり） 物ハ終にかしく又一の物
ハ寄色小はすらきしくうしとおもて出たる女ひし
太ハきらく然くも紀右之元のおとハ服同宮のよ所
見えて後つひに彼怪物来りまた移へとも後世迄の猫師
山のさく猫とせしよ村中に何事なく熟する精廉
日本猫狐狸まで他ハ又猫（猫）精にと此にいまたあるさ
るけとの為り 本末此国家にてまさにせし 是ハ見
あらんといへとも

一 舎利倉村
山のうちにある村也 此田圃肥饒なる事当郡中
第一二の土地也
蓑生浦 このうちにありといふ
續古今 新宮北濱の石の浦といふ宗純法師か摂津国
にて新宮といふ所にありしをいふ さしてもなり此
和名抄に宗像郡に蓑生北里あり今上西郷村は
蓑生といふ椴村あり むかしは此辺を蓑生郷といふの地
志賀といふ 後撰集 十八巻 詞書云
らちとをけなる所に侍りける人のもとにつかはしける
にほしまゝつかはしける

うかりけるこの浦のうつせ貝むなしき名のみ立ちぬるかな 馬内侍
懐中抄 蓑生浦何ハ波のよるとも川よるとも貝のいふ人あれ

浪村 鐘崎 楠浦 牧山
浪村ハ津屋崎の向ひに在島のやうに離れて見ゆ
海の中に立てる島也 津浦村也 浦の内ハ一方陸地につゝけり
詩
玉顔高集に釋蓮禅か浪津西懐詩一首あり津
浪と書す事なり ちは八久に在るとす 玉名の浪に
此地風雨に 枕海 雲とあり
一 鐘崎ハ浪村の北より海中に出る山の上にある岩の
下船を繋のゆへし島なり
楠浦ハ浪村より十町許乾の方に在社有大楠浦権現

一 三拾三薬師仏も同しく 社中にある元亀九月廿日之
又当稲荷 法性院として 河邊社ハなし 神號大宮之（殿）
神印之后 新ニ御上りのしるし修文 牧大明神と
有あり

一 牧山と云 風土記ニ昔の馬の牧之

古禮村

一 瀧の口と云所に高サ二間許の瀧布河り山に清浄院の社
河り枝村の内 峯浦の庵 御之 元亀九年ニなりなり 文
禄摂大明神の社河り 里民さい出り大明神と云 当
村の産神 是ハ明し 元亀き九月九日之

他鳴

瀧落此中ニ向屋ヶ瀧之 国屋敷し 国寺（宅）廿ヶ山のふもと
に住居せり 当寺ニ於て 当所を当のみかて 水田ハすくなし
此瀧に厳島明神の社あり 里民此瀧の神とし 御崇信
して 安藝 此厳島にうつしひ（とて） 然りしなりし 此寺
の西北より 白瀧と云所と 国家三年四月 軍勢河り 大しまの
方にむかへり 此しかるに 瀧の御像の 高激千ならは ハ之
しかるし 此の所かるを 堀（志不動） 河ひとし 其のハ 波高と以 屋之
佐屋形山にむかひより にうく 口之御此瀧 国家の前より 石を
あけ 生こく 波高 波風河り 風波河しりと 化舟を此内
に流るかん 天女あり 慶長年中 加水之 築之のみ 之法
破損せし 元和四年二月十一日 長政之再建し給ふ

かくて稿終へ、国順挙行　廿日

其後日を経て功をなせり

国立公文書館
National Archives of Japan